

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業は株主をはじめ地域社会を含むすべてのステークホルダーとの協調により成り立つとの基本認識に立ち、法令や規制を遵守し、継続してグループ全体の企業価値を向上させていくため、コーポレート・ガバナンスの充実、強化に努め、経営、執行、監査の体制整備を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

平成28年3月期の株主構成において、機関投資家、海外投資家の株主比率を踏まえすと、電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳は費用対効果で実施する状況ではないと考えております。機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等の検討を行ってまいります。

【原則1-3】

経営計画を策定し、公表するにあたりましては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力や資本効率等に関する目標を提示するなど、その内容を具体的に説明いたします。

【補充原則2-5-1】

当社では、社内から独立した内部通報窓口を設置していませんが、業務執行者に関する通報については、執行からは独立した立場の窓口が設置されております。情報提供者の秘匿及び不利益扱いから保護されるよう社内管理規程で定めております。今後は、社内から独立した内部通報窓口の設置を検討してまいります。

【原則3-1】

(1)当社は、社是、ミッションステートメントを策定しており、それらの実現を社員の目標としております。当社は現段階において中期経営計画を公表していませんが、中期経営計画を策定し、売上高、EBITDA(収益性)及び在庫日数等の目標値を定めるとともに、中期計画が目指す3年後の姿をその戦略と共に設定しています。今後は、中期経営計画の株主向け開示について、検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

平成28年3月期の海外投資家の比率においては、費用対効果より、英語での情報開示・提供について、実施する状況ではないと考えておりますが、今後も海外投資家の比率を勘案し、実施要否について検討を行ってまいります。

【補充原則3-2-1】

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定していません。今後は、外部団体のガイドラインを参照するなどして、協議・決定する予定です。

【補充原則4-1-2】

当社は、中期計画を策定し、その進捗状況を常にモニターし、原因を解明し、改善策を講じることにより、当社の再成長を目指しております。現在、1年間の通期予測のみを開示し、中期計画につきましては、開示を行っていませんが、今後中期計画の開示も検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、平成28年6月21日開催の第68回定時株主総会決議を経て監査等委員会設置会社に移行し、2名の独立社外取締役を選任いたしました。現体制において、指名、報酬等の取扱いについても更に客観性の高い方式の検討を行ってまいります。

【原則4-14】

当社では、取締役及び執行役員を全員を対象として、研修を行い、取締役及び執行役員の知識や能力の向上を図ります。また、各取締役及び各執行役員に対しては、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入及び人的ネットワークへの参加を推奨します。

【補充原則4-14-1】

取締役及び執行役員を全員を対象として、コーポレートガバナンス、企業倫理等をテーマとした社内講師又は外部講師による研修会、あるいは資料配信による研修を、年1回以上、継続して実施します。また、新任役員に対しては、当社の事業、財務、組織、経営計画・状況、各種役員関連規程及び法令に基づく各役員の役割・責務、その他当社を取り巻く環境について説明する機会を設けます。

【補充原則5-1-2】

(3)当社では、財務部、総務人事部、マーケティング本部にて、必要に応じ個別面談や質疑応答に対応しておりますが、現時点において、株主・投資家・アナリスト向けの説明会等は実施していません。今後は、実施の可能性を検討してまいります。

【原則5-2】

当社は現段階において中期経営計画を公表していませんが、中期経営計画を策定し、売上高、EBITDA(収益性)及び在庫日数等の目標値を定めるとともに、中期計画が目指す3年後の姿をその戦略と共に設定しています。今後は、中期経営計画の株主向け開示について、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社グループは、円滑な取引関係の維持、取引を強化する目的で、政策保有株式として、協業先の株式を限定的に保有しております。この政策保有株式については、中長期的な経済合理性や将来の見通し、協業関係の構築状況、業務提携等の事業戦略上のメリット等を取得時並びに会計年度毎に検証し、保有の可否を判断しております。
政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7】

当社では、関連当事者間の取引を行う場合には、社内管理規程に定めた手続きを実施し、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の承認及び報告を要することを定めております。
なお、取締役会の審議に際しては、監査等委員である独立社外取締役の出席を確保し、決議には特別利害関係人に該当する者は参加させず、それ以外の取締役にて決議を行っております。

【原則3-1】

(1) 当社は、社是、ミッションステートメントを策定しており、それらの実現を社員の目標としております。当社は現段階において中期経営計画を公表しておりませんが、中期経営計画を策定し、売上高、EBITDA(収益性)及び在庫日数等の目標値を定めるとともに、中期計画が目指す3年後の姿をその戦略と共に設定しています。今後は、中期経営計画の株主向け開示について、検討してまいります。
(2) 本報告書「1. 1. 基本的な考え方」及び有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。
(3) 本報告書「2. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。
(4) 取締役(監査等委員である取締役を含む)候補者は、業務経験、知識、業績、等を考慮し、取締役会にて審議を経て指名することを方針としております。
(5) 取締役(監査等委員である取締役を含む)候補者の経歴、選任理由について株主総会招集通知にて開示しています。
また、社外取締役の選任・指名理由は、本報告書「2. 1. 【取締役関係】の会社との関係(2)「選任の理由」」に記載しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、平成28年6月21日開催の第68回定時株主総会決議を経て監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員の取締役が業務執行と監査の双方に関与することを回避するため、取締役会の権限であった事項の一部を業務執行取締役委任する旨、「取締役会規程」に定め、法令・定款等に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。

【原則4-8】

当社は、平成28年6月21日開催の第68回定時株主総会決議を経て監査等委員会設置会社に移行し、2名の独立社外取締役を選任いたしました。なお、当社は現時点においては、業績・規模・事業特性・会社をとりまく環境等を勘案して、3分の1以上の独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

【原則4-9】

当社では、会社法上の要件及び東京証券取引所の独立性基準に加え、企業経営や法務・財務等各分野での専門的知識と豊富な経験に基づき、客観的な視点から、経営の監督機能を期待できる人材を独立社外取締役として選定するよう努めております。

【補充原則4-11-1】

当社は、平成28年6月21日開催の第68回定時株主総会決議を経て監査等委員会設置会社に移行いたしました。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の構成人員は8名であり、グローバルな経営全般、経営管理等の知識・経験・能力に優れたメンバーであり、また、監査等委員である取締役の構成人員3名のうち2名は独立社外取締役であり、弁護士、公認会計士等専門性の高い知識と豊富な経験を有しており、バランス良く構成されております。
当社では、取締役候補者は、経営全般、財務等の各分野において、国内、海外における専門的知識と豊富な経験を有するものから選任し、取締役会における審議を経て株主総会へ推薦しております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役の兼務状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しております。なお、当社取締役会での出席状況等についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしております。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、経営全般、財務等の各分野において、国内、海外における専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、また、監査等委員である独立社外取締役には、弁護士、公認会計士・税理士がおり、法務、財務に関する適切な知見を有しており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。

当社取締役会では、その実効性を年度終了後に評価し、これを開示します。

平成27年度の取締役会の実効性の評価については、取締役会の出席者である取締役及び監査役それぞれにアンケートを実施しました。その結果、平成27年度の取締役会の実効性について、よく出来ている点としては、

(1) 取締役会の規模・多様性(社外取締役比率等)については現時点では適切であること、
(2) 取締役会の開催頻度・時間設定、議事の進め方、資料の内容・分量等は適切だったこと、
等が確認されました。

一方、今後の改善・充実が望まれる点としては、

(1) 取締役会書面決議を行う際の情報提供機会の充実、
(2) 審議案件に関する詳細説明のさらなる充実、
等が主に挙げられました。

今後の改善・充実が望まれる点については、計画的にその改善・充実を図っていく考えです。

【補充原則4-14-2】

取締役及び執行役員が、当社の事業、財務、組織、経営計画・状況、各役員の役割・責務、その他当社を取り巻く環境について、情報を共有すること、特にコーポレートガバナンス、企業倫理に係る共通認識を持つことを目的として、取締役及び執行役員を対象とした研修会を実施してまいります。

【原則5-1】

当社では、財務部、総務人事部、マーケティング本部をIR担当部署とし、株主や投資家に対し、適切な情報開示を図っております。今後、決算説明会の開催や関係情報をウェブサイトを通じた配信など、情報開示の充実を検討してまいります。

(1) 当社では、財務部、総務人事部、マーケティング本部がIR担当部署となり、財務を管掌する取締役がIRを統括することで、有機的な連携に努

めております。

(2)当社では、財務部、総務人事部、マーケティング本部は、関連する他部署との情報共有と連携強化に努めております。

(3)当社では、財務部、総務人事部、マーケティング本部にて、必要に応じ個別面談や質疑応答に対応しておりますが、現時点において、株主・投資家・アナリスト向けの説明会等は実施しておりません。今後、実施の可能性を検討してまいります。

(4)IR活動及びそのフィードバック及び株主異動等の情報については、週報や定例会議により、業務執行取締役、取締役会並びに監査等委員会へ報告され、取締役や監査等委員との情報共有が図られております。

(5)当社は、インサイダー取引防止に係る社内規程を運用しており、株主・投資家・アナリストとの対話の際には、インサイダー情報管理に十分に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Gibson Holdings, Inc.	157,447,000	54.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,501,000	2.59
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	3,517,858	1.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,433,176	1.19
オンキヨー株式会社	2,894,000	1.00
東京海上日動火災保険株式会社	2,007,380	0.69
J.P. MORGAN CLEARING CORP-CLEARING	1,870,532	0.65
ティアック取引先持株会	1,706,163	0.59
明治安田生命保険相互会社	1,541,434	0.53
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	1,414,000	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	Gibson Holdings, Inc. (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当社の親会社であるGibson Holdings, Inc.は、平成28年3月31日現在、当社株式157,447,000株(54.42%)を所有しており、当社は同社の連結子会社となっております。なお、同社、Gibson Brands, Inc.と当社は、平成25年3月29日付で、グループ会社としての経営上のノウハウや資源を共有し、両社の提携を通じて国際競争力を向上させることにより、企業価値を最大化させることを目的として、資本・業務提携契約を締結しております。少数株主を含む当社の株主共同の利益のために企業価値を最大化させることを目的として当社の経営が行われる方針であることについて、資本・業務提携契約において確認されております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Gibson Holdings, Inc.は、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当し、当社に対して大きな影響力を持っております。しかし、同社と当社との間で平成25年3月29日付で締結した資本・業務提携契約においては、当社の株式の上場を維持し、経営における自主性を発揮する方針であることを両社の共通認識としております。なお、当社においては、親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、当社の事業活動は親会社グループとの取引に大きく依存する状況にはありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
原 琢己	弁護士													
坂口洋二	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 琢己	○	○	——	経営陣から独立した地位を有し、弁護士としての知識・経験等をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した社外監査役であると判断し、独立役員に指定しております。
坂口洋二	○	○	——	経営陣から独立した地位を有し、公認会計士としての知識・経験等をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、独立役員としての要件を満たしており、

一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した社外監査役であると判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

現在の当社の規模等を考えれば、常勤の監査等委員を選定することで対応可能と考えております。監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて専任あるいは兼任の補助スタッフを置くこととしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員は内部監査室と定期的な情報の交換・連携を行い、取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査室その他関係者の報告聴取などにより、取締役の業務執行につき監査を実施することとしております。また、監査等委員と会計監査人は、相互の連携を図る目的をもって必要の都度会合を持ち、監査計画、監査体制、監査実施状況などについて意見の交換を行うこととしております。その他「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」に関して、立会い、会合を適宜行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#) なし

【独立役員関係】

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

第58回定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を取締役に対して割当てましたが、平成21年1月に全付与者から権利放棄されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

当社は、第68期事業報告の中の「取締役及び監査役の報酬等の額」、「社外役員に関する事項」において、取締役、監査役ならびに社外役員の報酬額を開示しています。また、有価証券報告書では「役員の報酬等」として別途開示しています。

■取締役及び監査役の報酬等の総額(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

取締役 5名 61百万円
監査役 3名 22百万円

■社外役員の報酬等の総額(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

当事業年度における社外役員(5名)の報酬等の総額は、22百万円であります。

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年6月21日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、年額170百万円以内(使用人兼務役員の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬額は、年額30百万円以内とすることを決議しております。

株主総会で承認された報酬額の範囲内で、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は取締役会の決議により決定しております。また、各監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

1. 取締役は、社外取締役も出席する定時及び臨時取締役会にて、議案の事前配布による事前説明等を通じて、情報伝達を行う体制をとっています。
2. 取締役、執行役員等は、原則月1回開催される経営執行会議を通じて、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとっています。なお、経営執行会議には社外取締役も出席可としています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会は、定時取締役会、臨時取締役会により、会社法の要請に基づく重要事項の決定並びに業務執行取締役の業務執行状況の監督等を行う。さらに、経営効率を向上させるため、全取締役及び執行役員等の事業責任者が出席する経営執行会議を開催し、当社企業グループの業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
2. 顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合に、適時助言・指導を受けており、またリスクマネジメントについての助言を受けております。
3. 会計監査人につきましては、平成25年6月21日開催の定時株主総会において有限責任 あずさ監査法人が選任されております。
4. 指名につきましては、当社は監査等委員でない取締役の任期を1年としており、前年の会社業績、取締役の執務状況、企業の継続性等を総合的に判断し、社外取締役、監査等委員の意見を反映して取締役の指名を行うこととしております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、平成28年6月21日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指すものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第68回定時株主総会の招集通知を法定期日よりも2営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第68回定時株主総会を平成28年6月21日に開催いたしました。
その他	当社ウェブサイト招集通知をはじめ総会関係資料を掲載しております。 第68回定時株主総会の招集通知を当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトへ発送日の3日前に開示いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	https://www.teac.co.jp/jp/ にて開示しています。	
IR資料のホームページ掲載	https://www.teac.co.jp/jp/ にて開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部、総務人事部、マーケティング本部がIR担当部署となり、関連する他部署との情報共有と連携強化に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	人々の安全、健康と自然の営みを尊重し、創意と工夫を尊ぶ企業文化のもと、記録・再生技術への探究心を原点とした事業活動を通じて、持続的発展が可能な人間社会と健全な環境の実現に貢献することを環境理念として掲げ、上記理念の全社実践を進めていきます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備のための内部統制システム構築の基本方針を、平成28年7月1日開催の取締役会において一部改定し、以下のとおり定めております。

1. 業務執行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 業務執行取締役は、株主総会、取締役会及び関連資料等、業務執行取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行う。
- (2) 業務執行取締役は、上記情報の保存及び管理の監視・監督責任者として、必要に応じて取締役、内部監査室、会計監査人、社内関連部門が閲覧できるよう保存期間管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、損失の危険の管理を統括する組織として、「ビジネスリスクマネジメント委員会」を設け、当該委員会は、当社企業グループのリスクマネジメント業務を統括する。取締役会は、当社企業グループ横断的な視点からリスクマネジメントの基本方針、その他重要事項の決定を行う。
- (2) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループに内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、当社企業グループのリスクマネジメント状況を監督し、毎年度見直しを行う。当社企業グループにおいては、平時は、当社各部門及び各子会社においてリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減化に取り組むとともに、有事は「危機管理規程」に従い、当社企業グループ全体として対応することとする。

3. 業務執行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定時取締役会、臨時取締役会により、会社法の要請に基づく重要事項の決定並びに業務執行取締役の業務執行状況の監督等を行う。さらに、経営効率を向上させるため、全取締役及び執行役員等の事業責任者が出席する経営執行会議を開催し、当社企業グループの業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。当社においては、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。
- (2) 当社企業グループの業務執行について、業務執行取締役及び執行役員等の事業責任者は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社企業グループの経営目標を設定し、それらは取締役会において決議される。当社各部門及び各子会社においては、その経営目標達成に向け具体策を立案・実行し、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。また、取締役会は、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にチェックを行う。
- (3) 当社企業グループは、日常の業務の遂行に際し、各レベルの責任者が職務権限の委譲に基づき、業務を遂行する体制をとる。

4. 業務執行取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループのコンプライアンスを統括する。コンプライアンスの推進については、「ティアックグループコンプライアンス規程」を制定し、業務執行取締役は、使用人がコンプライアンスを重視して自らの業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
- (2) 当社は、公益通報者保護法に基づく「内部通報制度」により、業務執行取締役・使用人が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気付いたときは、制度で定める「窓口部門」に通報しなければならないと定めており、運用状況を四半期毎に取締役会に報告する。会社は通報者、通報内容について開示しないものとする。各当社子会社に於いても、同法若しくは適用される同種の法令を準用して、同等の内部通報制度を運用する。
- (3) 「ティアックグループコンプライアンス規程」において、ティアックグループ社員は反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為をしてはならない旨規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
- (4) 業務執行取締役は、財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を毎年度評価、報告する体制を整備し運用する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 業務執行取締役は、当社企業グループ各社の業務執行取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて取締役、内部監査室、社内関連部門の閲覧可能な状態とする体制を整備する。
- (2) 当社は、「ビジネスリスクマネジメント委員会」を通じて、当社企業グループ各社のコンプライアンス・リスク管理教育、指導を行うとともに問題点の把握に努める。
- (3) 内部監査室は、当社及び当社企業グループの組織体制の整備及び業務の執行状況を評価し、経営改善のための提言を行うとともに、不適切な取引又は会計処理を防止する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて専任あるいは兼任の補助スタッフを置くこととする。

7. 6.の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に係わる事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査等委員会の意見を考慮して行う。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

8. 業務執行取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 業務執行取締役は、当社企業グループに係り、当社取締役会規程に定める取締役会決議事項（法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項）並びに各業務執行取締役の職務の状況についての報告を実施するための体制をとる。
- (2) 業務執行取締役及び執行役員等の事業責任者は、当社企業グループの重要な業務の執行状況について監査等委員会へ報告をするための体制をとる。
- (3) 業務執行取締役は、監査等委員会の業務監査にあたり使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社企業グループの重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。
- (4) 内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は速やかに監査等委員会に通知する。
- (5) 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を業務執行取締役及び使用人に周知徹底する。
- (6) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」ほか経営執行会議下部組織は、監査等委員会に定期的に報告をするための体制をとる。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員会が、業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的又は随時会合をもち、意見交換を行い、相互の意思疎通を図れる体制をとる。
- (2) 当社は、監査等委員会が、業務執行取締役及び使用人に、業務に関する説明又は報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- (3) 当社は、監査等委員会が、必要に応じて内部監査室及び内部監査に関連する管理部門に調査を求める場合、迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- (4) 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記4.(3)に記載のとおりであります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、親会社であるGibson Holdings, Inc.及びGibson Brands, Inc.のもとで、ギブソングループとのシナジー効果を追求することによる持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題としており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを実現するための手段としての内部統制システム構築について、当社ホームページにIR資料「内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ」(平成28年7月1日)を掲載しています。

(適時開示体制の概要)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、ディスクロージャーを経営上の重要課題の一つとして認識し、投資家のみならず個人を含む全ての皆様に対して、当社の事業内容、経営戦略、事業環境を正確に理解していただき、適正な評価と社会的信頼を得るため、当社の重要な会社情報について積極的に適時かつ適切に開示します。

また、分かりやすい情報開示を念頭におき、平易かつ丁寧な情報を提供することに努めます。

この基本方針を社内外に周知するとともに、自らのディスクロージャーを常に、適正な基準、方法、体制で実行するために、「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、ホームページ上において公表しております。

当社では会社情報の適時開示に関する責任者として情報取扱担当役員(取締役)を設置しております。

情報取扱担当役員は、経営執行会議及び取締役会のメンバーであり、複雑かつ多岐にわたる経営情報の中から重要な決定事実や重要な発生事実を認識した場合には、適時開示規則や開示ガイドブックに照らし、開示が必要か否かについて関係部署と速やかに検討に入り、必要に応じて弁護士、会計監査人によるアドバイスも考慮しながら、迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を行えるよう努めております。

また、情報取扱担当役員は、「内部情報管理及びインサイダー取引規制に関する規則」を所管しており、内部情報の管理を徹底する役割を担っております。

具体的な会社情報の開示は、情報取扱担当役員と密に連携を取り、原則として公表の方法により、当社マーケティング本部が行っております。

